

大井町農地等災害復旧事業補助金のご案内

令和6年8月29日から9月1日にかけて発生した豪雨による農地などへの被害に対し、町から補助金を交付します。

申請期間

令和6年9月17日(火)～令和6年10月31日(木)

補助の対象

以下の要件を全て満たす農地が対象となります。

- (1) 作付けされ、日常的に管理している農地
- (2) 農地などの崩壊により人命や財産に影響がある箇所
- (3) 1箇所の復旧費が5万円を超える農地
- (4) 受益者負担に同意が得られた農地
- (5) 支援後の耕作を5年間行える農地

補助の金額

補助金の割合は町2/3（上限23万3千円）、受益者1/3

流入した土砂の撤去及び法面土砂流出防止策に係る費用に対し補助を行います。

※法面土砂流出防止策：柵工・植栽土嚢等による土砂流出防止工のこと

申請方法

所定の申請書と以下の添付資料を添え、地域振興課窓口へ

【工事前】

- ・ 工事の着手前写真
- ・ 業者からの見積書
- ・ 工事箇所の位置図
- ・ 同意書

【工事後】

- ・ 完成写真
- ・ 業者からの請求書
- または領収書

詳しくは、大井町ホームページをご覧ください↓



大井町 地域振興課

電話：0465-85-5013 FAX:0465-82-3295

メール：shinkou@town.oi.kanagawa.jp